

平成 21 年 7 月 1 日

各 位

株 式 会 社 リ ミ ッ ク ス ポ イ ン ト  
代 表 取 締 役 社 長 吉 川 登  
(コード番号：3825)  
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 最 高 財 務 責 任 者 栗 原 一 成  
電 話 番 号 (03) 6206-2220

(取消し)「債務超過の猶予期間入り」のお知らせについて

平成 21 年 6 月 30 日に株式会社東京証券取引所から発表され、それを受け当社からも「「債務超過の猶予期間入り」についてのお知らせ」を公表しておりましたが、当社が上場後 3 年以内で猶予期間には該当しないにもかかわらず、東京証券取引所での認識ミスがあり、本日「猶予期間入り」が取消されましたのでお知らせいたします。

本件については、東京証券取引所のホームページにも本日公表されております。

([http://www.tse.or.jp/news/200907/090701\\_g.html](http://www.tse.or.jp/news/200907/090701_g.html))

(株式会社東京証券取引所の発表内容)

平成21年6月30日に発表いたしました、「「債務超過」に係る猶予期間入りについて」(株式会社リミックスポイント(コード：3825))につきまして、誤りがございましたので訂正いたします。

株式会社リミックスポイントは、平成18年12月1日にマザーズ市場に上場しており、東京証券取引所所有価証券上場規程第603条第1項第3号に定める上場後3年間の適用除外期間に当たるため、債務超過による猶予期間入りには該当いたしません。

ご迷惑をおかけし、大変申し訳ございませんでした。

投資家及び関係者の皆様には、ご迷惑をおかけしまして申し訳ございません。

以上